

## つくば市エコ・ショップ制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内において、エコマーク商品若しくはグリーンマーク商品の販売、ごみの減量化又はリサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗をエコ・ショップとして認定し、広く市民にPRすることにより、市民とエコショップの連携のもと、ごみの発生が少ない、資源循環を基盤とする社会の構築に寄与することを目的とする。

### (認定の対象)

第2条 エコ・ショップの認定の対象となる小売店舗は、次に掲げる取組のいずれかを実施している市内の小売店舗とする。

- (1) エコマーク商品又はグリーンマーク商品の販売
- (2) エコマーク商品又はグリーンマーク商品コーナーの設置
- (3) 包装紙の簡素化又は無包装化の推進
- (4) レジ袋等の削減のための買物かご等持参の推進
- (5) 取扱商品の修理
- (6) 広告チラシ等への再生紙の使用
- (7) リサイクルのための空き缶の店頭回収
- (8) リサイクルのための空きビンの店頭回収
- (9) リサイクルのための紙パック容器の店頭回収
- (10) リサイクルのためのトレイの店頭回収
- (11) リサイクルのためのペットボトルの店頭回収
- (12) その他ごみの減量化、リサイクル活動等環境に配慮した取組で市長が認めるもの

### (認定の申請)

第3条 エコ・ショップの認定を受けようとするものは、エコ・ショップ認定申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 前項に規定する申請書は、小売店舗ごとに提出するものとする。

### (認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第2条の規定に適合すると認めるときは、当該小売店舗をエコ・ショップと認定し、エコ・ショップ認定証(様式第2号)及び当該認定に係る取組シールを交付するものとする。

2 前項のエコ・ショップ認定証は、店舗の見やすい場所に提示しておくものとする。

(エコ・ショップシンボルマークの利用)

第5条 エコ・ショップの認定を受けた小売店舗(以下「エコ・ショップ」という。)は、エコ・ショップシンボルマークを利用した広告を行うことができる。

(エコ・ショップの責務)

第6条 エコ・ショップは、当該認定に係る取組以外の取組についても積極的に実施するよう努めるものとする。

(変更の届出)

第7条 エコ・ショップは、店舗名、取組内容等に変更があった場合は、遅滞なくエコ・ショップ変更届出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(認定の有効期間)

第8条 認定の有効期間は、認定を受けた日から3年とする。

(継続の申請)

第9条 エコ・ショップは、期間満了後引き続き認定を受けようとするときは、有効期間満了日の30日前までに、第3条に規定する申請書及び添付書類を市長に提出するものとする。

(取組実施の要請及び認定の取消し)

第10条 市長は、当該認定に係る取組を実施していないと認めるエコ・ショップに対し、取組の実施を求めることができる。

2 市長は、前項の求めに応じないエコ・ショップに対して、認定の取消しをすることができる。

(認定証の返納)

第11条 エコ・ショップは、前条の規定により認定の取消しを受けたとき、又は営業を廃止したときは、直ちにエコ・ショップ認定証を市長に返納するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。